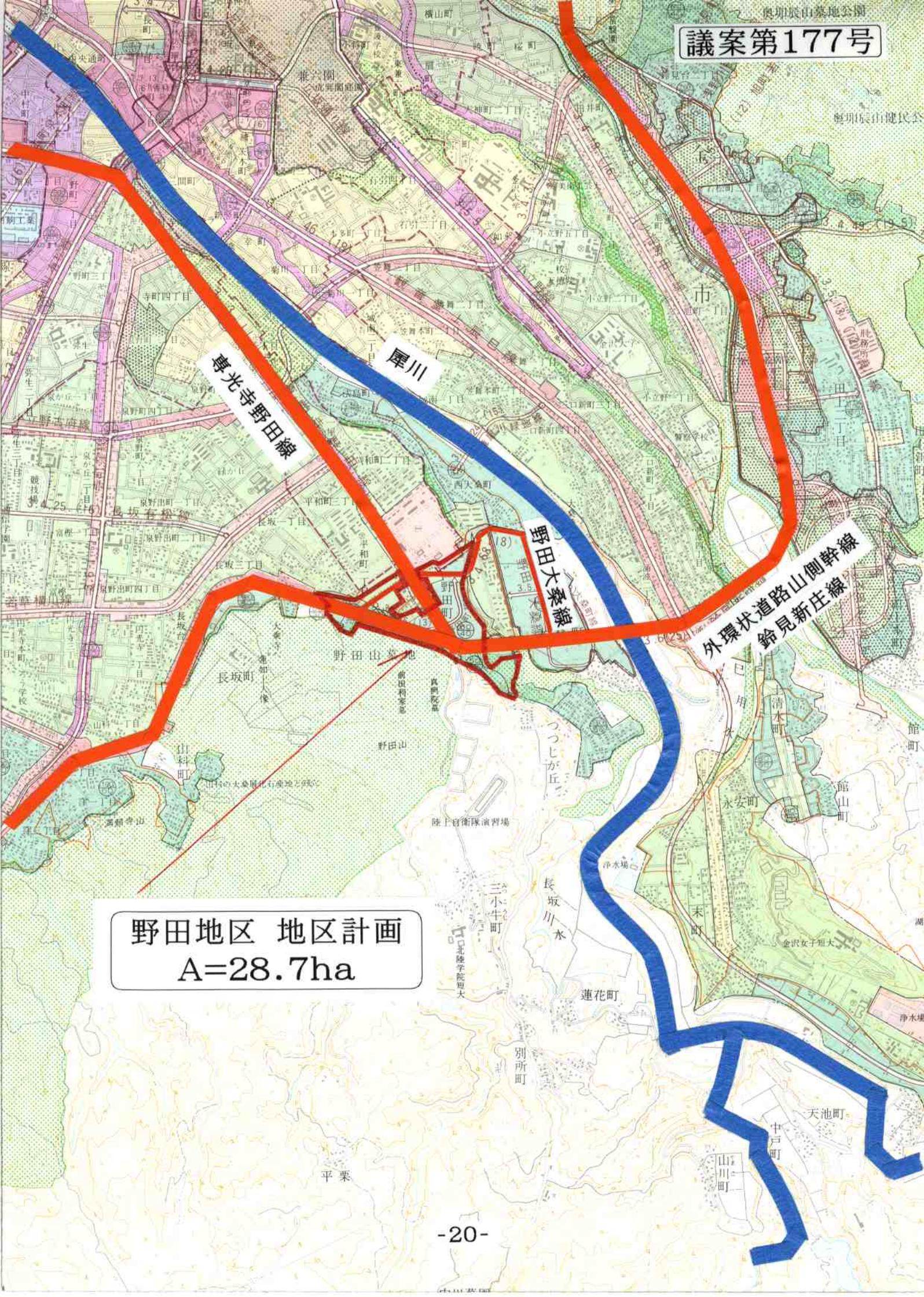


金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）
都市計画野田地区地区計画を次のように決定する。

名称		野田地区 地区計画						
位置		金沢市 野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町及び大桑町の各一部						
面積		約 28.7 ha						
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の中心部の南東約5km、犀川の河岸段丘に位置し、野田山の緑豊かな自然緑地に隣接する地区である。また、金沢外環状道路（山側幹線）の整備に伴い、今後さらに発展が予想される地区である。</p> <p>これらのことから、幹線道路の沿道にふさわしい秩序ある景観の形成と、緑豊かで快適な居住環境の創出等、健全な都市機能の発展を促す市街地形成の基本を定め、樹林丘陵地の保全や市街地からの景観確保にも留意した計画的かつ魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>						
	土地利用の方針	<p>土地区画整理事業により基盤整備がなされた区域において、良好な土地利用を図るため、以下の6地区に区分し、それぞれの土地利用方針を示す。</p>						
		1. 沿道地区A	2. 沿道地区B	3. 一般住宅地区A	4. 一般住宅地区B	5. 一般住宅地区C	6. 低層住宅地区	
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標および土地利用の方針に基づき景観的な配慮を行い、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p>						
地区整備計画	地区の細区分	名称	1. 沿道地区A	2. 沿道地区B	3. 一般住宅地区A	4. 一般住宅地区B	5. 一般住宅地区C	6. 低層住宅地区
		面積	約7.0ha	約5.6ha	約4.0ha	約2.2ha	約5.6ha	約4.3ha
	建築物等に関する事項	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>○畜舎</p> <p>○サイロ</p> <p>○ホテル、旅館</p> <p>○ゴルフ練習場</p> <p>○バッティング練習場</p> <p>○自動車教習所</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）、及び8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する施設</p> <p>○勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する施設</p> <p>○カラオケボックス（コンテナ形式その他これらに類するものに限る）</p> <p>○倉庫業を営む倉庫</p> <p>○単独の自動車車庫（付属車庫を除く）</p>						

地区の 細区分	名称	1. 沿道地区A	2. 沿道地区B	3. 一般住宅地区A	4. 一般住宅地区B	5. 一般住宅地区C	6. 低層住宅地区			
		165㎡								
建築物の敷地面積の最低限度		<p>ただし、以下に該当する場合この限りでない。</p> <p>(1) 基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既上記未満の敷地となっている場合</p> <p>(2) 基準時に300㎡以上、330㎡未満の敷地で、その敷地を分割した面積が150㎡以上のもの</p>								
建築物等の壁面の位置の制限		<p>1. 道路境界線及び隣地、緑地、公園、水路等（以下「隣地等」という。）の境界線から、建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離（以下「壁面等後退距離」という。）は、1.0m以上とする。</p> <p>ただし、基準時に敷地面積が165㎡未満となっている敷地における隣地等境界線からの壁面等後退距離は0.8m以上とすることができる。</p> <p>2. 次の各号に掲げるものについては、第1項の規定の適用を除外することができる。</p> <p>(1) 基準時に現に存する建築物</p> <p>(2) 基準時に敷地面積が150㎡未満となっている敷地における隣地等境界線からの壁面等後退距離</p> <p>(3) 基準時に前面道路に接道する敷地の間口（敷地が2方向に接道する場合は狭い方の間口）が10m未満となっている敷地における隣地等境界線からの壁面等後退距離</p> <p>(4) 壁面後退部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ軒高2.3m以下の独立車庫及び物置その他これらに類するものについての隣地等境界線からの壁面等後退距離</p>								
建築物等の高さの最高限度		<p>1. 地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。ただし、高さ5m以内の階段室、昇降機塔、装飾塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のもの、又は棟飾、防火壁の屋上突出部その他これに類する屋上突出物は、除くものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>12m</td> <td>10m</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>2. 一般住宅地区Cにおいて、勾配屋根により都市景観に配慮し、落雪に対する安全性の確保に留意した場合で、次に該当するものについては、建築物等の最高高さを12mまで緩和することができる。</p> <p>○屋根の勾配は2/10以上、勾配屋根部分の水平投影面積は、屋根の水平面積の2/3以上とする。</p> <p>○軒高は、第1項の基準高さ以下とする。ただし、雪止め等に必要な最小限の立上り部分は、基準高さを超えて設けることができる。</p>						12m	10m	—
12m	10m	—								
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>1. 建築物等の外壁の色は茶、グレー等を基調とし、また屋根の色は黒、濃茶、グレー等を基調とし、周辺の自然に融和した落ち着いた色調のある色調とすると共に、形態又は意匠についても都市景観形成上支障のないものとする。</p> <p>2. 広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、金沢市屋外広告物条例の基準に基づくものとし、次に該当するものであること。</p> <p>(1) 建築物等の軒高以上及び屋上に設置しない。</p> <p>(2) 屋外広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p>								
垣又はさくの構造の制限		<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 生垣もしくは透過性のあるフェンスとし、その高さは1.5m以下とする。</p> <p>(2) 生垣もしくは透過性のあるフェンスと石、レンガ、化粧ブロックその他これらに類するもの（以下、「石等」という。）を組み合わせる場合は、石等の高さを0.6m以下とし、総高さを1.5m以下とする。</p>								
理由		<p>土地区画整理事業により公共整備がなされた本地区において、外環状道路沿道にふさわしい沿道サービス施設を誘導し、背後の丘陵地と一体となった緑豊かで快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。</p>								



専光寺野田線

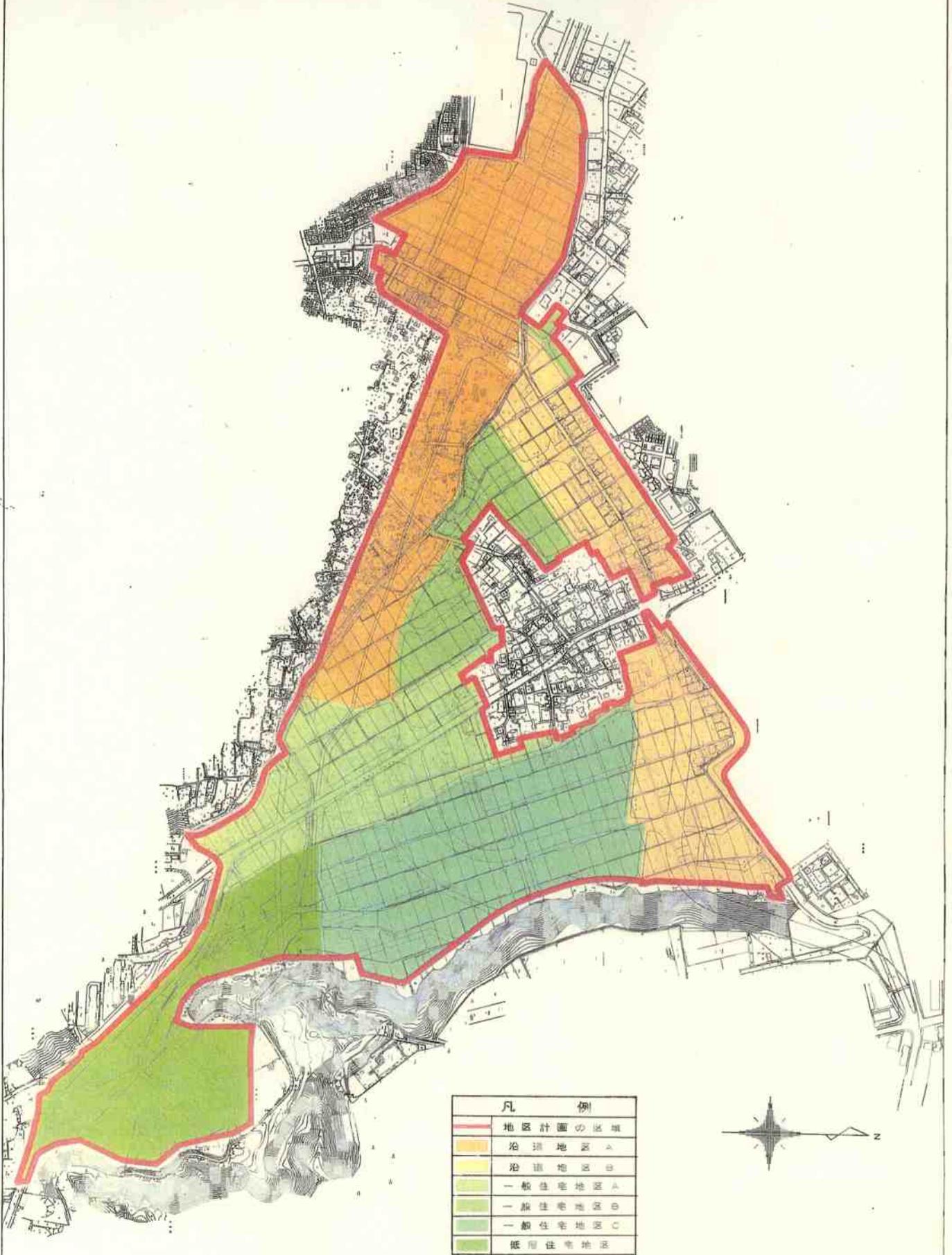
犀川

野田大桑線

外環状道路山側幹線
鈴見新庄線

野田地区 地区計画
A=28.7ha

地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画の区域
	沿道地区A
	沿道地区B
	一般住宅地区A
	一般住宅地区B
	一般住宅地区C
	低層住宅地区